

デジタル化、ネットワーク化と図形の著作物の保護 (地図データベースを素材として)

2001 年 9 月 25 日

浅井 敏雄¹

目次

| | |
|---------------------------------------|---|
| I. 地図データベースの著作権法による保護: | 1 |
| II. 地図データベースの著作権法による保護の限界 | 2 |
| III. 契約によるデータベースの保護の限界..... | 4 |
| IV. 現行著作権法及び契約による保護の限界に対する立法的解決 | 5 |
| V. 不法行為責任(民法709条)による保護..... | 5 |
| VI. 結語 | 8 |

I. 地図データベースの著作権法による保護:

従来、地図は、紙媒体で提供され、各種素材の取舍選択、配列及びその表示方法に創作性があることを要件として²図形の著作物(10条1項6号³)の一つとして著作権法で保護されてきた。今日では、地図も他の著作物と同様、デジタル化技術により地図データベースとなり、ネットワークを通じた利用も可能となっている。パソコン用の地図ソフトや、ホームページや携帯電話から閲覧できる電子地図や、カーナビゲーション用地図ソフト等がその例である。このような地図データベースは、そのアウトプットとして画面上に表示される地図図形は前記保護要件を満たせば図形の著作物として保護されるとともに、データベースの著作物としても「情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有する」ことを要件として保護される(2条1項10の3、12条の2)。

地図データベースがこれらの保護要件を満たす場合、地図データベース開発者は著作権法の保護のもとで、その利用を顧客に許諾する等して、開発投資を回収し、データベースの更新や新たなデータベースの開発等を行うことができる。例えば、地図データベース開発業者は、著作権の各支分権に基づき以下のような条件のもとで、第三者に地図データベースの利用を許諾し対価を得ることができる。

- (1)複製権(21条。例:複製の禁止又は第三者への再頒布の為の複製の許諾)
- (2)上映権(22条の2。例:顧客への販売促進の為のディスプレイ上への表示の許諾)
- (3)公衆送信権(23条。インターネットによる送信の許諾。ホームページ上への転載の許諾)
- (4)譲渡権・貸与権(26条の2、26条の3。地図データベースを複製し記録したCD-ROMの公衆への提供の許諾)

(5)翻訳権・翻案権(27 条)・同一性保持権(20 条 1 項)の不行使(地図データベースの改変の許諾)

II. 地図データベースの著作権法による保護の限界

前記のように、地図データベースは、そのアウトプットとして画面上に表示される地図図形は各種素材の取捨選択、配列及びその表示方法に創作性があれば図形の著作物として保護され、データベースの著作物としても「情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有する」ものであれば著作権法による保護を受けるが、これには以下のような矛盾と限界がある。

第一に、地図は、地理的情報の表現が正確かつ客観的であればある程学術的価値や産業上の利用価値が高くその点に着目して著作物性を認めたとされる判例もある⁴が、反対に、地図表現の客観性や個性的表現の余地の狭さを理由に著作物としての保護範囲を狭く解した判例⁵もある。ところが、今日、産業上価値ある地図は、企業が地図制作専門家としての学識・経験に基づいて地図制作の統一的ルールを決めて、実際の制作担当者個々人の個性によるバラツキを可能な限り排し地理的情報を客観的かつ正確に表現したものである。このような地図は、地図表現の客観性等を理由に著作物としての保護範囲を狭く解した前記判例の立場からすれば、創作性が全く否定されることはないにしても、素人の作成した略図的かつ不正確で(文化上の価値はともかく)産業上の価値の低い地図に比し、著作物としての保護範囲が狭くなるという矛盾がある。

なお、ここで、産業上の価値を強調すると、著作権法の目的は「文化の発展に寄与」(1 条)することであり、工業所有権各法のように「産業の発達に寄与」(特許法 1 条、実用新案法 1 条、意匠法 1 条、商標法 1 条)ではない、従って、産業上の価値の高さと著作権法上の保護のレベルを著作権法の矛盾として論じることは適切でないという見解があるだろう。しかし、近年、コンピュータ・プログラムやデータベース等、文化的所産というよりは産業的所産が著作権法により保護されるようになり、更に、同じく産業的所産であるネットワーク化に対応して公衆送信権が確立される等、今や、著作権法の目的は実質的には「文化の発展と産業の発達に寄与」することに変質したと言っても良く、むしろそれを積極的に肯定すべきであろう。

さて、著作権法による保護の限界又は矛盾の第二として、データベースの著作物としての保護要件の内「情報の選択」の創作性に関し、あるデータベースの収録するデータが網羅的であればある程「情報の選択」の創作性が否定され易くなるという矛盾がある。地図データベースについて言えば、道路地図や住宅地図、パソコン用電子地図やカーナビ用地図ソフト等、地図の種類や用途別に個別にデータベースを作成することもあるが、これらいずれの地図も供給する企業にとっては、これら各種地図作成に必要となる地形図、道路種別、施設情報、緯度経度情報等、可能な限り多くの種類の情報を網羅したマザー・データベースを作成し、そのマザー・データベースから必要な情報を抽出し各種の地図データベースを作成した方が効率的であろう。もし、完全なマザー・データベースがあるとすれば、それは人間が思いつく全ての種類の地理的情報を網羅したものであり、情報の選択における創作性は否定される。現実には、そのような完全なマザー・データベー

スは存在せず、多少なりともマザー・データベース間で情報選択の違いはあり、従って情報選択の創作性が否定される場合はないだろう。しかしながら、なお、そのように極めて経済的価値が高く従って産業政策的に保護価値の高い網羅的データベースが、伝統的な著作権法上の解釈からすれば、その網羅性の故に保護範囲や保護のレベルが低くなり易いことは否めない。同様に、地図データベース全体でなくとも、その一部を構成する、一定地域(例えば東京都)内の全ての企業の位置と住所を網羅したデータベースは、その産業上の価値の高さにかかわらず、伝統的な著作権法上の解釈からすれば「情報の選択」に創作性なしとして保護を否定される可能性がある。更に皮肉なことは、これら創作性が否定される可能性のある網羅的データベースの競業者は、その網羅的データベースの中から自己の選択基準に従って特定のデータのみを選択し創作性あるデータベースを作成できる可能性がある。

第三に、データベースの「体系的な構成」の創作性については、地図データベースのような複雑かつ高度なデータベースにおいて「体系的構成」の創作性が否定される場合は殆どないにしても、競業者がそのデータベースを利用しつつなおかつその著作権の効力範囲外に逃れることは容易である。即ち、あるデータベースの素材を利用しつつ、もとのデータベースの体系的構成とは類似性のない体系的構成を採用して再構築したデータベースは、もとのデータベースの素材(例えばファクトデータ)に著作物性がない場合、著作権侵害とはならない可能性がある。(但し、一旦もとのデータベースを、その体系的構成を含めて複製し、その後加工、改変して新たなデータベースを作成する場合において、この複製行為を著作権侵害とみるべきか否かについては本第 II 節の最後に論じる。) 地図データベースに関して言えば、地表上の状況を可能な限り正確に表すという地図の本来の機能から、ファクトデータは地図データベースの価値を決定する中心的要素であり、その体系的構成より価値がある場合も多いが、ファクトデータが充実し経済的価値の高い地図データベース程、競業者によって前記のような態様で利用される事態が生じ易い。

結局、現行の著作権法のもとでは、より経済的価値が高く産業政策上の保護の必要性が高いデータベースがそうでないデータベースより保護されにくく、仮に保護が認められても競業者がその著作権の効力範囲外に逃れることは容易であるという皮肉な結果が生じ得る。

著作権法によるデータベースの保護の限界に関連し、最後に、競合品開発過程における複製行為の違法性(又は合法性)に関し検討する。(なお、これと同種の議論は、過去に、コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングの過程で行われる複製行為が合法か否かという議論の中で行われており、結局、立法的にも判例上も決着は付いていない。) 合法説の立場からすれば、従来多くの著作物が先人の著作物を何らかの形で参考又は利用し、なおかつ、先人の著作物の創作性の及ばない程に異なる独自の著作物を創作してきたこと、及び、そのことが文化の発展に寄与してきたことを一つの論拠とするだろう。そして、その参考や利用の態様の一つとして複製行為がされたとしても問題とするに足りない主張するだろう。しかし、デジタル化の高度に進んだ現代社会において、他人が多額の投資と時間をかけて作成した著作物を複製しその上で加工改変しもとの著作物の著作権の効力範囲から抜け出そうとする行為を何ら問題としないことは極めて問題である。何故なら、この複製及び加工改変行為はデジタル技術により極めて容易か

つ低コストで行うことができ、競業者は元のデータベースの制作者が費やした多大な労力、コスト、時間にいわばただ乗りして競合品を制作でき、その結果、元のデータベース制作者の投資及び開発意欲を大いに低下させる可能性があるからである。

III. 契約によるデータベースの保護の限界

前記のような著作権法によるデータベースの保護の限界に対し、データベースの供給者がその利用者との間でライセンス契約を締結しデータベースの利用条件を制限しておけば問題は起こらないという考えもあるだろう。しかし、利用者がライセンス契約を誠実に遵守する場合は問題が生じないとしても、利用者がライセンス条件を遵守せず第三者に何らの制限も付けずにデータベースを提供した場合が問題である。この場合、その第三者のデータベース所持に対し著作権法第 113 条の著作権等侵害行為⁶とみなして差止(112 条)や損害賠償(民法 709 条)を求めることも考えられるが、現実に同条が適用できるケースは極めて限定されるだろう。例えば、利用者が供給者から交付されたデータベースを複製せずそのまま第三者に提供した場合は複製権侵害とならず、又、そのデータベースが供給者から利用者を含む不特定又は特定多数の者(即ち「公衆」。2 条 5 項)に提供されていたものである場合は利用者がそのデータベースを第三者に交付しても譲渡権(26 条の 2)侵害にもならない⁷為、著作権法第 113 条のみなし規定の前提となる利用者による著作権侵害行為はなく、(利用者によるライセンス契約違反が成立することはあったとしても)第三者に対する差止等はできない。そして、その第三者が競合品開発の為当該データベースのファクトデータのみ抽出・利用しても、その行為を著作権法上制限する手段はない。

この他、契約による保護には、そもそも、現在広く採用されているシュリンク・ラップ契約方式の有効性を否定する説が存在するという問題もある⁸。シュリンク・ラップ契約(又はブレイク・ザ・シール契約)とは、コンピュータ・ソフト(データベースを含む)等において広く採用されている契約方式であり、ソフトの入った梱包のシール等を破る前又はソフトを使用開始する前に、梱包に同封されている使用権許諾契約を読むべきこと、及び、梱包のシール等を破り又はソフトを使用したらこの使用権許諾契約に同意したものとみなす契約方式である。近年は、ソフトのインストール時又はインターネット経由での利用時にディスプレイ画面上の使用権許諾契約に対し同意ボタンを押さないとインストールやダウンロードができなくするようにした方式も広く普及している。この方式は、実際上の必要性から広く普及したものである。例えば、ソフトの提供者側としては一定限度での複製(例えば電子メールへの地図画像の添付)は認めるが、それ以外の複製を禁止したいような場合、個々の利用者とのような条件を交渉して契約を締結することは実際上不可能なのでシュリンク・ラップ契約のような簡便な契約方式をとっているのである。しかし、シュリンク・ラップ契約の法的有効性については、民法第 526 条第 2 項⁹を根拠に有効との考えもある一方、梱包のシールを破ること等を承諾の意思表示とみることを疑問視し又は契約内容が消費者側に一方的に不利であるとして有効性を否定する説もあり、筆者の知る限り判例はまだない。

更に、実際上の問題として、データベース提供者がホームページ上で無償で公衆に地図データ

ベースの利用を可能にしている場合¹⁰、前記のような契約方式をあえてとらない場合が多い。そのような契約方式をとれば当該データベースの利用は普及せず、又、そのような方式をとらない他のホームページとの競合も考慮しなければならないからである。従って、データベース供給者としては、このように色々と問題のある契約による保護ではなく著作権法等の法律の保護により安心してデータベースの利用を広めたいと望むのである。

IV. 現行著作権法及び契約による保護の限界に対する立法的解決¹¹

前記のように、現行著作権法及び契約によるデータベースの保護には限界がある。しかし、データベースの中には、地図データベースのように、素材となる情報の収集やコンピュータへの入力等に多大な労力、コスト、時間を費やしているものがある。又、地図データベースのように、その情報の選択又は体系的な構成よりもむしろその中のファクトデータ自体に価値があるデータベースも多い。第三者がこのようなデータの抽出を全く自由に無償で行えるとすると、このようなデータベースを作成する意欲を著しく減退させる可能性が大きい。従って、データ自体の保護について何らかの立法的措置が必要ではないか、ということが世界的に議論されている。

1996年3月、欧州連合(EU:European Committee)は、データベースが著作権その他の権利により保護を受けるか否かにかかわらず、コンテンツの取得(obtaining)、真正確認(verification)又は表示(presentation)のいずれかに質的及び／又は量的に相当な投資(substantial investment)が為されたことを証明したデータベースの作成者に対し、当該データベースのコンテンツの全部又は量的又は／及び質的に重要と評価できる部分の抽出(extraction)及び／又は再利用(re-utilization)を排除する権利を、データベース作成完了日に始まりその翌年1月1日から15年間経過する迄の期間、EU加盟国は与えなければならないとする「データベースの法的保護に関する指令」(Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council of 11 March 1996 on the legal protection of databases)を公布している。

これに対し、米国でも、わが国でも、政府及び民間レベルで議論がされているが、立法化には至っていない。

V. 不法行為責任(民法709条)による保護

このような状況の中で、本年5月、東京地裁が下した判決(H13.5.25 東京地裁 平成08(ワ)10047等 著作権 民事訴訟事件)¹²は、著作物性のないデータベースの無断複製について損害賠償を認めたものともいえ、極めて注目に値する。以下に事件の概要等を述べる。

(1)事件の概要

原告は、自動車販売業者団体発行の昭和57年の資料及び平成1～6年の官報に掲載された

型式指定を受けた自動車の内、車検証、自動車諸元表、メーカーのカタログ、整備業者団体発行の資料等によって、実際に発売された自動車のみを選別し、エアコンその他装備の有無による自動車の種類毎に、車種と自動車検査証に記載すべき項目(計 17 項目)を約 12 万件記録したデータベース(「本件データベース」)を開発し自動車整備業者向けに販売した。

原告は、被告が本件データベースを無断複製したとして、著作権侵害、不法行為及び不正競争防止法違反を理由として提訴した。

(2)判決の概要

今回の中間判決は、前記の提訴理由の内、著作権侵害及び不法行為についてのみ先行して中間的判断を示したものである。

前記提訴理由の内、著作権侵害については、本件データベースは自動車の選択については型式指定を受けた自動車の内実際に発売された自動車を選別しているに過ぎず、又、収録項目についても車種と自動車検査証に記載すべき項目を収録しているに過ぎないので、創作性なし、従って、著作物性なし、として著作権侵害を否定した。

一方、不法行為に基づく損害賠償請求については以下の理由により認めた。

- ・ 本件データベースのデータの収集及び管理には多大な費用や労力を要し、原告は、本件データベースの開発に5億円以上、維持管理に年間 4,000 万円もの費用を支出している。
- ・ 被告は、本件データベースの相当多数のデータをそのまま複製し、これを被告の車両データベースに組み込み、顧客に販売していた。
- ・ 以上の事実によると、被告が本件データベースのデータを被告データベースに組み込んだ上、販売した行為は、取引における公正かつ自由な競争として許される範囲を基だしく逸脱し、法的保護に値する原告の営業活動を侵害するものとして不法行為を構成する。
- ・ 従って、被告は、原告に対し、前記不法行為により原告が被った損害を賠償する責任を免れない。

(3)判決の示している、著作物性のないデータベースに不法行為が成立する為の要件

この判決が、著作物性のないデータベースに不法行為が成立する為の要件としてあげているものをまとめると以下になるだろう。

- ① データベースのデータの収集及び管理に多大な費用や労力を要していること。
- ② 第三者がデータベースの製作者に無断で相当多数のデータをそのまま複製し販売したこと。
- ③ 第三者がデータベースの製作者に、営業活動侵害(販売機会喪失)により損害を生じさせたこと。

(4).複製の量的・質的程度

判決は、前記の通り、「相当多数のデータをそのまま複製し」たことを前提として不法行為を認定しているが、「相当多数のデータをそのまま複製」とは、量的・質的に如何なる状態をいっているのか、本判決における具体的な事実認定は次の通りである。

- ・ 被告が顧客である大谷自動車に納入したデータベースの車両データ 60,238 件中、58,841 は本件データベース収録データと全く同一、41 件は大谷自動車に変更したもの、681 件、367 件はそれぞれ 17 のデータ項目中 1 項目のみ相違する。又、本件データベースの収録範囲に含まれるダミーデータ 5 件全てを含み、本件データベース独自の車種の名称付けをそのまま踏襲し、本件データベースの誤り数値をそのまま含む。データ項目(17 項目)も全く同一であった。
- ・ 又、被告が他の顧客である富士モータースに販売したデータベースも、122,260 件の車両データの内 10 万件以上が本件データベースのデータと一致し、本件データベース中のダミーデータ 9 件の内 8 件が含まれている。更に本件データベース独自の車種の名称付けをそのまま踏襲し、本件データベースの誤り数値をそのまま含む。

前記の通り、本事案では、本件データベースの相当部分(6 万件以上、即ち、全体約 12 万件の半分以上)がそのままコピーされたことを前提に不法行為の認定を認めている。

(5).本判決の位置付け、射程範囲

本判決は、地方裁判所の判決であり控訴審で覆される可能性もある。しかし、本判決は、前記 EU の Directive や、WIPO(世界知的所有権機関)、米国、我が国等での議論を踏まえたものと思われ、又、最近の判例の知的資産保護強化傾向から判断すると、この地裁判決のまま確定する可能性の方が大きいように思われる。

但し、この判決で示されている「本件データベースの相当多数のデータをそのまま複製」という基準だけでは、各種のデータベースにおいて「相当多数」の要件を如何なる基準により判断すれば良いのか、又、「そのまま」とは、個々のデータの項目の全部又は殆どを全く又は殆ど同一形式で複製する行為のみ不法行為となるのか、それとも、個々のデータの一部のみを複製したり、個々のデータを複製の上その表現形式を変更したりすることについても不法行為が成立するのかが明らかではない。結局、その基準は、前記 EU の Directive のように、それら行為が、元のデータベースの質的又は量的に重要な部分を利用したと言えるのか¹³とか、元のデータベースの製作者がデータの収集及び管理に要した費用や労力に「ただ乗り」し元のデータベース製作者の営業活動を侵害(販売機会喪失)したと社会通念上言えるのかというような抽象的基準に止まらざるを得ないようにも思われる。

(6).不法行為責任によるデータベース保護の限界

不法行為の規定(民法 709 条)により著作物性のないデータベースを保護できるとしても、それによる責任の追求は「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者」に対し「之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償」するよう請求することに止まる。従って、ある者が他人のデータベースの「相当多数のデータをそのまま複製」した場合、その者に対しては不法行為に基づく損害賠償請求ができるとしても、その者から事情を知らずにその複製物を入手した第三者については無過失とされ不法行為に基づく損害賠償請求はできないケースが殆どであろうし、差止はそもそも不法行為に対する救済方法の範囲外である。言うまでもないが、この場合、元のデータベースに著作物性がない以上当該複製物が元のデータベースの「相当多数のデータをそのまま複製」した物であろうがなかろうが、前記第三者による利用、再頒布等に対し著作権法上の権利行使をすることもできない。

従って、著作物性のないデータベースの保護は、不法行為のような直接の侵害者に対する責任追及や不正競争防止法のような不正利用行為者に対する責任追及だけでは不十分であり、その侵害者や不正利用行為者から著作物性のないデータベース又はその抽出物の提供を受けた善意の第三者にも差止ができるよう、善意の第三者に対しても排他的効力を有する権利とすることが必要である。

VI. 結 語

以上のように、現在の地図データベースの法的保護は、未だ十分なレベルと言えないが、保護強化の必要性は明確であり、今後の立法及び判例による努力が待たれる。

以 上

-
- 1 本論文は筆者個人の見解を表したものであり、筆者の所属団体・組織の見解とは無関係である。
 - 2 富山市・高岡市住宅地図事件(富山地判昭和 53 年 9 月 22 日、無体集 10 卷 2 号 454 頁)、住宅地図入り電話帳事件(岡山地裁 平成 3 年 8 月 27 日判決、最新著作権関係判例集 X ぎょうせい 309 頁)等。
 - 3 特に法律名を記していない場合は、現行著作権法の条項を指す。
 - 4 例えば、学習用日本地図事件(大阪地判昭和 26 年 10 月 18 日、下民集 2 卷 10 号 1208 頁)は「…一流の地図著作者の作成した地図は、学識、経験のない人の到底作成し得ない程すぐれたものとなるものである。此の意味に於いて地図に著作権を認めその著作者を保護する必要がある訳である。…」とする。

-
- 5 前掲、富山市・高岡市住宅地図事件判決は「…地図は、地球上の現象を所定の記号によって、客観的に表現するにすぎないものであって、個性的表現の余地が少なく、文学、音楽、造形美術上の著作に比して、著作権による保護を受ける範囲が狭いのが通例ではある…」とする。
 - 6 著作権法 113 条(侵害とみなす行為)1 項 2 号によれば、「…著作権…を侵害する行為によつて作成された物…を情を知つて頒布し、又は頒布の目的をもつて所持する行為」は「…当該…著作権…を侵害する行為とみな」される。
 - 7 著作権法 26 条の 2(譲渡権)1 項は、「著作者は、その著作物…をその…複製物…の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。」とするが、同 2 項 1 号は、「(同)権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の…複製物」の譲渡については前項の規定は適用しない、と規定する。
 - 8 シュリンク・ラップ契約に関する記述については、作花文雄『詳解 著作権法』(593 頁、ぎょうせい、1999 年)他を参照した。
 - 9 民法 526 条 2 項は、「…取引上ノ慣習ニ依リ承諾ノ通知ヲ必要トセサル場合ニ於テハ契約ハ承諾ノ意思表示ト認ムヘキ事実アリタル時ニ成立ス」と規定する。
 - 10 地図データベースがホームページ上で無償で提供されている場合としては、当該データベース提供企業又はその製品の宣伝の為提供されている場合、将来的に有償化を予定しているが宣伝の為当面无償で提供されている場合、ポータルサイトのサービスの一部として提供されている場合、銀行等のホームページでその店舗案内の為提供されている場合等がある。
 - 11 本 IV 節の記述については、山本隆司「解説 データベースの保護に関するEUディレクティブの概要」(『コピライト』1996 年 7 月 17 頁以下)、「著作権審議会国際小委員会中間報告の概要」(『コピライト』2000.8 5 頁)、ミハエル・レーマン／(訳)鈴木眞実子・関堂幸輔「ヨーロッパにおけるデータベースに関するディレクティブとマルチメディア」(“Die Europäische Datenbankrichtlinie und Multimedia” 紋谷暢男先生還暦記念論集『知的財産権法の現代的課題』1998 年 765～782 頁)、夏井高人(明治大学法学部教授)「データベースの法的保護に関する欧州議会及び理事会指令(仮訳)」(http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/intnl/direct-database.htm 同教授のホームページ『法学情報』)他を参照した。
 - 12 最高裁判所ホームページ(<http://www.courts.go.jp/>)知的財産判例集参照。
 - 13 米国が 1996 年 5 月、ベルヌ条約議定書に関する専門家会議で提案した「データベースの特別な権利の保護」第 2 条 2.5 も、『「相当の部分」とは、データベース全体に関する評価に際し、質的または量的な有意性を有するデータベースのあらゆる部分をいう。』と規定する(前掲紋谷暢男先生還暦記念論集『知的財産権法の現代的課題』775 頁)。